

夜間学校ニュース

1990年 3月 9日

西成区萩之茶屋2-8-9

旅路の里気付

釜ヶ崎夜間学校

在日朝鮮人・韓国人・中国人の

指紋押なつ拒否断固支持!

定住外国人に市民権を!

毎週金曜日

夜七時より

市民館三階

釜ヶ崎夜間学校

みんなでつくろう

みんなの会館

三人よれば 何とかの 知恵

まだこたわる!

天王寺公園は

タダであたりまえ

夜間学校はこのところ、天王寺公園有料の撤回の話にこたわり続けている。特に、天王寺公園有料化の祖いが、野宿者の公園からの締め出しにあることに強いこたわりを持ち、そのような理由での有料化は許せないと考えて、有料の撤回運動にも参加している。天王寺公園有料の表立っ

この理由は、公園を改装して新しく噴水などの設備をもうけたので、通常の公園よりも維持費が高くなった。だから、別荘になった分の半分を利用者負担してもらおうとした、というものである。しかし、これが有料化の本当の理由でないことは明らかである。

公明党の市会議員は、次のようにいった。「公園は誰が考えても無料がいかに決まっている。だが、改装前の天王寺公園には、住所不定者がいて、一部の市民が利用しにくい状態にあった。公園は一部の者だけではなく、市民全体の財産である。だから、市民全体が利用できるようにするために、有料化もやむおえないということになった。住所不定者の問題がなくなれば、公明党は、公園の無料開放のために全力を尽くす。」

仲間の死

本籍、住所、氏名不詳、50〜55歳の男、身長156センチ、ヤセ型、うず巻えケ、ヘソ下32センチの手術痕、刺青、桜の筋彫り、着衣白色ジヤンパー、青色ジヤンパー、灰色セーター、白色半袖下着、白腹巻、紺色運動靴
右の者は、昭和62年2月29日午前7時30分頃、西成区萩之茶屋3-1-7南海高野線ガード下にて発見されたもので、同日午前6時(推定)同所において凍死したものと思われる。

物乞いは言論の自由

NY市の禁止に連邦地裁「違憲」

【ニューヨーク二十六日外電】「貧しい者が物乞い(乞い)をして、地下鉄の中で物乞いをするのは、米憲法修正一条の「言論の自由」で保障された権利として、地下鉄の中で物乞いすることを禁じたニューヨーク市交通当局の規則の執行を、連邦地裁は「違憲」として、差し止めるよう命令した。州裁は初めて。

この裁判は、ホームレスの二千人が代表になって起こした集団訴訟。原告は、「物乞いをするのは、つまるところ、個人が別の個人にものを尋ねることに帰着する」と主張。その権利は、憲法に保障された「言論の自由」にあたると訴えている。

この日の判決で、サンド判事は大筋において原告側の主張を認め、「金を無心することだけが問題になっている。」

「この市議の発言にみられるように、公園の有料化が野宿者や日雇労働者を締め出すことしたものであることは明らかである。」

「まったく、議は別のようではあるけれども、物乞いは言論の自由」と見出し、このついた新聞記事一つを添えてもらいたい。

そして、天王寺公園のこと関連づけて考えたい。

「野宿者は物乞いすらしていいのに、追い立てられる。これは不当なことではないか」

市庁とは、どのような人々のことなのか、と問うと、

「住居をもち、市庁税を納めている人のことだ」と答えた。この市庁の規定は、公明党独自のものという

「物乞いは憲法上の権利」

ホームレスの訴え認め

「排除不当」と決
米裁判所判

【ニューヨーク二十六日山本進特派員】米ニューヨーク市の連邦地裁は二十六日、ホームレスが地下鉄の駅などで物乞いをするのは、憲法に認められた貧しい者の権利で、交通機関や警察がこれを禁止するのは不当とする判決を言い渡した。物乞いを目的に街を歩き回ることを禁じているニューヨーク州の法律も憲法違反と判断した。

地下鉄のホームで物乞いをしていた警察に排除された二人の男性ホームレスの代理人として、マンハッタンのホームレス人権センターが訴えていたもので、サンド判事は判決の中で「ホームレスが物乞いするのは、この社会に貧しい人々が大きいことを通行人に知らせる効果はあっても、何ら害はない」と述べている。

日本では、軽犯罪法第一条に「じまをし、又はじまをさせた者」を「拘留又は料科に処する」という規定がある。しかし、実際の対応は柔軟で、ケース・バイ・ケースで処理しているという。

2月は記録的な日照無月

大陸の高気圧が弱まるなどの影響で、全国的に二月は雨が多かったが、この曇り空続きのため、日照時間が記録的に少なかったことが、気象庁などのまとめでわかった。東京では観測史上二番目、大阪では観測機器の入れ替えがあって単純に比較できないものの、過去最少となった一九六一年の九四・一時間

平年の65%

よりさらに少ない九二・六時間しかなく、野菜の生育状態を心配する声が出はじめている。

大阪管区気象台によると、大阪地方の二月の日照時間は平年で二四三時間だが、今年の二月は九二・六時間で、六五%しかなかった。これは大陸の高気圧が弱く、前線が日本の南岸に停滞、その上を低気圧がひびき

野菜の生育心配

なしに通過したため、雨模様の日が続いた。大阪では雨が降らなかったのは九日間だけで、降水量は平年のほぼ二・五倍の一四七・五ミリと、こちらも記録的な数字になった。

この日照不足で心配されるのが施設園芸の野菜類への影響。東京近郊では早くもトマトの色付きが遅れ、キュウリの生育が不順になっているほか、近畿地方でも同じように心配する声が出ている。